

令和5年3月以降に発生した凍霜及び降雹並びに  
10月に発生した強風の被害に対する  
自然災害果実加工利用促進等対策事業の実施について

**1 対策の対象とする品目及び都道府県**

- 被害面積の割合が高く各品目の国内需給に与える影響が大きい品目及び都道府県（下表）

県名	対象品目
岩手県	りんご
秋田県	日本なし
山形県	おうとう、りんご、西洋なし、もも、すもも
福島県	日本なし、りんご
群馬県	りんご
長野県	りんご、日本なし、もも
長崎県	柑橘類

※以下を目安に判断。

- ① 都道府県が果樹農業振興計画に定める品目であること。
- ② 被害園地の面積が、各都道府県の結果樹面積の概ね2割、若しくは、全国の結果樹面積の概ね5%を超えること。又は、県内において特に産地を区分できる場合は、被害園地の面積が、当該産地において結果樹面積の概ね20%を超えること。

**2 支援概要**

- ① J A組織、加工業者や農業者が被害果実を共同選荷施設等で選別するために要した掛り増し労賃<sup>※</sup>の1/2を支援する。
- ② J A組織や加工業者が実施した、被災によって発生した加工原料用果実の運搬費用、一時保管費用の冷蔵庫の借上等に係る掛り増し経費<sup>※</sup>の1/2を支援する。
- ③ 被災によって軽度の被害が生じた果実や果実加工品（ジュース等）を「訳あり」商品等として販売する場合のPRや会場借料等の販売促進活動に要する経費の1/2を支援する。（①、②の取組と組み合わせることが条件）

※直近3年平均と比較した経費の掛り増し分とする

# 被害果実の利用促進等支援

- 果樹産地において、気象災害により発生した**被害果実の利用促進等の取組に必要な経費**に対して支援する。

## 【自然災害被害果実加工利用促進等対策事業】

### 1 支援内容

#### (1) 生産・出荷段階

- ・被害果実の**樹上選別**、**摘果作業**等を行うための雇用、**被害果実の分別集荷・出荷**（運搬費支援）、加工原料用果実の段階的出荷のための**一時貯蔵**（保冷库の借り上げ費支援）等。

【補助率：1/2以内】

#### (2) 流通・消費段階

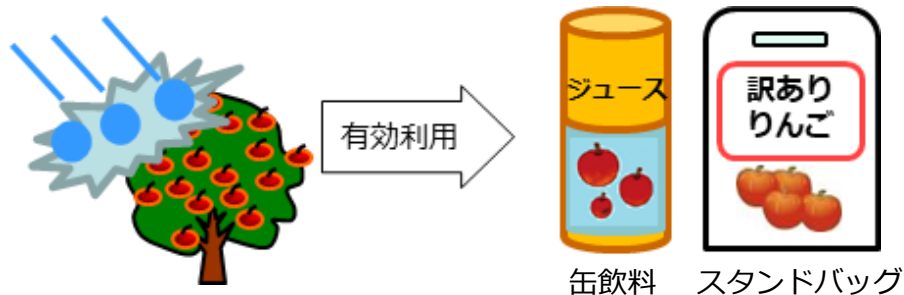
- ・被害果実やその**加工品の消費拡大**を目的とした、消費者向けリーフレット・ポスターの作成、キャンペーン実施・試食会開催等の**販売促進活動**。（（1）と一体的に実施する場合のみ補助対象）

【補助率：1/2以内】

### 2 支援対象者

生産出荷団体、果実加工業者等

#### (例) ひょう害発生時のイメージ



被害果実の加工仕向け・消費拡大支援